

# 令和6年度税制改正(所得税)の主な内容

## 1. 所得税・個人住民税の定額減税

物価上昇を上回る、賃金上昇の実現には至っていないことによる、国民の負担を緩和するため、所得税及び個人住民税の定額減税を行う。

### (1) 所得税の定額減税

#### ■対象者:

令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下の者に限り、その者の令和6年分の所得税額から、特別控除の形で減税を行う。

#### ■減税額(特別控除額):

①本人3万円、②同一生計配偶者(※1)又は扶養親族(居住者に該当する者に限る)1人につき3万円とする。但し、本人の所得税額を控除の限度とする。

(※1)同一生計配偶者とは、本人と生計を一にする配偶者で、令和6年分の合計所得金額が48万円以下の者

#### ■減税の実施方法:

##### 【給与所得者のケース】

令和6年6月1日以後最初に支給される給与(賞与を含む)に係る源泉徴収税額から、特別控除の金額に達するまで順次控除する。

##### 【公的年金受給者のケース】

令和6年6月1日以後最初に支給を受ける公的年金に係る源泉徴収税額から、特別控除の金額に達するまで順次控除する。

##### 【事業所得者等のケース】

令和6年分の所得税に係る、第1期分の予定納税額控除し、控除しきれない金額については、第2期分から控除する。

### (2) 住民税の定額減税

#### ■対象者:

令和5年分の個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円以下の者に限り、その者の令和6年度分(一部令和7年度分(※3))の住民税から、特別控除の形で減税を行う。

#### ■減税額(特別控除額):

①本人1万円、②控除対象配偶者(※2)又は扶養親族(居住者に該当する者に限る)1人につき1万円とする。但し、本人の住民税の所得割の金額を控除の限度とする。

(※2)控除対象配偶者とは、同一生計配偶者のうち、令和5年分の合計所得金額が1,000万円以下である所得者の配偶者をいう。

(※3)控除対象配偶者を除く、同一生計配偶者については、令和7年度分の所得割の住民税から、1万円を控除する。

#### ■減税の実施方法:

##### 【給与所得者(特別徴収(※4))のケース】

令和6年6月の給与の支払時には住民税の特別徴収を行わず、特別控除後の個人住民税の11分の1の額を、令和6年7月から令和7年5月にかけて、給与を支払時に徴収する。

##### 【公的年金受給者(特別徴収(※4))のケース】

令和6年10月1日以後最初に支給を受ける公的年金に係る源泉徴収税額から、特別控除の金額に達するまで順次控除する。

(※4)事業所得者等の個人住民税が普通徴収による場合は、第1期納付額から順次控除する。

## 2. 子育て世帯等に対する住宅ローン控除等の拡充

子育て世帯の安全・快適な住宅の確保を支援する観点から下記の通り拡充を行う。

### (1) 子育て世帯等に対する住宅ローン控除の特例の上乗せ

#### 対象者:

子育て世帯等(=配偶者の一方が40歳未満の若者夫婦世帯、又は、19歳未満の扶養親族を有する子育て世帯)を対象に、認定住宅等の新築等をして、令和6年中に居住の用に供した場合に、控除借入限度額を上乗せする。

住宅の種類	現状	改正後
認定住宅	4,500万円	5,000万円
ZEH水準省エネ住宅※4	3,500万円	4,500万円
省エネ基準適合住宅	3,000万円	4,000万円

※4 ZEH: ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの略で、住まいのエネルギー収支をゼロにすることを目指した住宅

子育て世帯においては、合計所得金額が1,000万円以下の者に限り、床面積要件を「40㎡以上」に緩和する。

### (2) 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税の特別控除

#### 対象者:

子育て世帯等が、「一定の子育て対応改修工事」を行い、令和6年4月から12月末までの間に居住の用に供した場合に、標準的な工事費用相当額(250万円を限度)の10%に相当する金額を特別控除できる。

#### 【一定の子育て対応改修工事の例】

- ・住宅内における子供の事故防止の工事
- ・対面式キッチンへの交換工事
- ・開口部の防犯性を高める工事
- ・収納設備を増設する工事
- ・開口部・界壁・床の防音性を高める工事
- ・間取り変更工事

等で、50万円(補助金控除後)を超える一定の改修工事

## 3. 中小事業者の税額控除等の特例延長

個人事業者等についても、税額控除等の特例(延長特例含む)あり。  
詳しくは「R6年度税制改正(法人税)」参照

## 4. 扶養控除等の見直し(令和6年改正では見送り)

児童手当については、所得制限が撤廃されるとともに、支給期間について高校生年代まで延長されることになったことを踏まえ、16歳から18歳までの扶養控除について、現行の一般控除である、「国税38万円、住民税33万円」から、「国税25万円、住民税12万円」へと縮小することが検討されたが、令和7年度の税制改正に持ち越しとなった。